

「土地利用規制法案」廃止を求める緊急アピール

菅義偉政権は、「戦争する国づくり」を狙った改定国民投票法を成立させ、続いて「土地利用規制法案」を来週15日にも参議院内閣委員会で採決し、16日の会期末までの成立を強行しようとしています。

「土地利用規制法案」は、米軍・自衛隊基地や原発などの「重要施設」について、周囲約1キロを「注視区域」、「特別注視区域」に指定し、土地・建物の所有者の氏名や住所、国籍などの情報を収集し、監視します。茨城県内には13の自衛隊施設があり、阿見にある施設は「特別注視区域」に指定されています。

「重要施設」などの「機能を阻害する行為」や「機能を阻害する明らかなおそれ」がある場合、利用中止の勧告・命令ができるとし、命令に応じない場合、2年以下の懲役、または200万円以下の罰金が科せられます。しかし、何が具体的に「機能阻害行為」に当たるか、法案には何も書かれていません。現代版「治安維持法」といわれるひどいものです。

政府の恣意的な判断で市民の私権を制限し、基地への抗議行動などを弾圧する手段として使われるのではないかと懸念されます。航空自衛隊百里基地には、百里基地反対同盟が「9条の丘」と名付けたところに「自衛隊は憲法違反」の大きな看板を立て「自衛隊」ノ一を突きつけています。

「土地利用規制法案」は、国民を監視する一方で、国民が「軍隊」を監視することを禁止する法案です。「国のあり方を決めるのは国民」という国民主権を否定し、「平和のうちに生存する権利」、「居住移転の自由」、「健康で文化的な生活の権利」、「財産権の不可侵」、「思想、良心の自由」、「集会結社の自由」など基本的人権を侵害するものです。

わたしたちは、国民主権を否定し、立憲主義に反する「土地利用規制法案」の速やかな廃案を求めます。

以上

2021年6月13日

2021年度茨城県平和委員会定期大会